

今後の検討事項

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）（抄）

附 則

（検討等）

第 2 条

3 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、第 1 条の規定による改正後の児童福祉法第 25 条第 1 項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年 7 月 20 日児童相談虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抄）

児童虐待防止のための総合対策

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

○児童相談所における専門性強化の取組促進

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。

○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

○適切な一時保護の実施

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

○子どもの権利擁護の仕組みの構築

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

・平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行（2017 年 4 月）後 2 年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画の基本指針の改正作業についても留意が必要。